

【2月分】

飼養衛生管理基準自己点検をお願いします！
報告期限：2月10日（火）

最大限の警戒を続けてください！

12月から1月にかけて国内で高病原性鳥インフルエンザが散発的に発生しています。

（12月：7道府県7例、1月：6県6例）

どこにでもウイルスがあると意識しながら日常業務を行い、鶏舎へのウイルス持込み防止を徹底してください。

また、家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒命令が発令されていますので、**令和8年5月31日までの間、消毒の継続実施をお願いします。**



1月初旬に配布しました消石灰の使用状況について、今回の報告をご報告をお願いします。散布した月日をご記入ください。

「あやしい」「もしかしたら」と少しでも感じたら、家畜保健衛生所へご連絡ください。

通報の遅れはウイルス量を増幅し、地域のリスクを高めます。
また、通報遅れは手当金が減額される事由となり得ます。

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯:080-6176-8052

送付方法および送付先

下記のいずれかの方法でご回答ください。

FAX	本所	0748-37-4821
	北西部支所	0740-22-6681
メール		ge37@pref.shiga.lg.jp
飼養衛生ポータル (農林水産省が管理するサイト)		https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login 経営体IDおよび農場IDについては、家畜保健衛生所へお問い合わせください
しがネット受付サービス		下記のとおりです。

❖しがネット受付サービスの手順について❖

- ① QRコードを読み取ってください。
- ② ログイン
(最初にメールアドレスの入力とパスワードの設定が必要です。)
- ③ 指示に従って入力、回答をお願いします。
- ④ 結果を送信してください。
受け付けのお知らせがメールで届きます。

The screenshot shows the 'Graffer Smart Application' login interface. At the top, there are two large green buttons for 'Googleでログイン' and 'LINEでログイン'. Below them is a field labeled 'メールアドレス' (Email Address) with a placeholder 'あさ'. Underneath is a field labeled 'パスワード' (Password) with a placeholder 'あさ'. At the bottom left is a button labeled 'Grafferアカウントでログイン' (Log in with Graffer account). At the very bottom, there is a link 'Grafferアカウントを作成する' (Create a Graffer account).



《しがネット受付サービス》

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/selfcheck-kakintyuu-8-2>

飼養衛生管理基準 自己点検結果報告様式

※ 太枠内をご記入ください

滋賀県家畜保健衛生所 あて

下記項目について農場の状況を自己点検し、その結果を報告します。

2月分	農場名		
	点検日	点検者	

No.	内容	○：実施 ×：未実施 ー：該当なし
17	衛生管理区域に立ちに入る者の手指消毒等 (区域専用の手袋の着用も可)	
18	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用 (上から衛生的な衣服を着用したり、ブーツカバーを使用したりすることも可)	
19	衛生管理区域に立ちに入る車両の消毒等	
22	家きん舎に立ちに入る者の手指消毒等 (家きん舎専用の手袋の着用も可)	
23	家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用 (家きん舎が屋根や壁のある通路で連絡している場合や十分に消毒された上を消毒された靴で移動する場合は同じ家きん舎用の靴で可)	
25	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置・点検・修繕 (家きん舎、飼料保管庫、たい肥舎等に防鳥ネット(概ね網目の大きさが概ね2cm以下)を設置し、破損個所があれば修繕すること)	
27	ねずみ・害虫の駆除 (殺鼠剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等を設置すること。 家きん舎の屋根や壁面に破損があれば修繕すること)	

消毒の実施	消石灰等の消毒薬の飼養施設内(家きん舎周辺および施設外縁部)への継続的な散布(5月31日まで実施すること)	
消石灰の散布	1月上旬に配布した消石灰の散布状況 月日を記入してください。	月 日

報告期限： 2026年2月10日(火)

※ 5月まで毎月点検、報告をお願いします。